相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県桜川市富谷一〇七〇番地、最後の住所山梨県北杜市小淵沢町上笹尾四六六番地
被相続人　亡　野村　ノブ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十四日
山梨県甲府市相生二丁目三番一九号ナトリビル二階ビイヘッドクラス法律事務所
相続財産管理人　弁護士　反田　一富

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県美濃市二八三番地二、最後の住所岐阜県関市武芸川町八幡四三五番地二
被相続人　亡　古田　敏郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十四日
岐阜県岐阜市若宮町九丁目一〇番地　古田
竹中法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀田　暁之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒二五三番地、最後の住所福岡県糟屋郡宇美町障子岳南二丁目一四番二五号
被相続人　亡　柳池　梅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十四日
福岡県福岡市中央区舞鶴三丁目二番一号
相続財産管理人　弁護士　辻井　治

公示送達

富山高岡広域都市計画事業富山空港北土地区画整理事業に係る次の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の規定による仮換地指定通知については、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
(1)　住所不明　竹沢　庄蔵
(2)　住所不明　竹沢　佐平
(3)　住所不明　竹沢徳次郎

二　通知の内容
土地区画整理法第九十八条第一項及び第五項の規定により、富山高岡広域都市計画事業富山空港北土地区画整理事業の換地設計において定められた別紙仮換地指定通知書及び仮換地明細図のとおり仮換地指定をします。
なお、別紙仮換地指定通知書および仮換地明細図は掲載を省略し、それらを富山市富山空港北土地区画整理組合事務所（富山市才覚寺一七三番地一）の掲示板において掲示します。

教示

一　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して三か月以内に富山市長に審査請求することができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年間を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります。）。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提訴することができます。

平成二十八年十一月十四日
富山市才覚寺一七三番地一
富山市富山空港北土地区画整理組合
理事長　竹澤　良信

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年十一月十四日
東京都千代田区飯田橋一丁目八番一〇号クリエイトビル　ｉＮＥＯ株式会社
代表取締役　崔　源吉

第11期決算公告

平成28年11月14日
東京都千代田区飯田橋一丁目８番10号クリエイトビル
ｉＮＥＯ株式会社
代表取締役　崔　源吉

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	27,230
	固定資産	3,076
	合計	30,307
負債及び純資産の部	流動負債	7,328
	株主資本	22,978
	資本金	75,000
	利益剰余金	△52,021
	その他利益剰余金	△52,021
	（うち当期純利益）	(624)
	合計	30,307

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、資本金〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

平成二十八年十一月十四日
札幌市西区八軒五条西一丁目一番二六号
株式会社エトワール札幌
代表取締役　小林　秀行

決算公告

平成28年11月14日
札幌市西区八軒五条西一丁目１番26号
株式会社エトワール札幌
代表取締役　小林　秀行

貸借対照表の要旨
（平成28年２月29日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	53,836,200
	固定資産	7,989,151
	合計	61,825,351
負債及び純資産の部	流動負債	35,855,325
	固定負債	24,290,000
	株主資本	1,680,026
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△8,319,974
	その他利益剰余金	△8,319,974
	（うち当期純損失）	(1,835,247)
	合計	61,825,351

第３期決算公告

平成28年11月14日
東京都港区六本木六丁目10番１号
株式会社Wright Flyer Studios
代表取締役　荒木　英士

貸借対照表の要旨
（平成28年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	391,635
	合計	391,635
負債及び純資産の部	流動負債	381,817
	株主資本	9,817
	資本金	11,000
	利益剰余金	△1,182
	その他利益剰余金	△1,182
	（うち当期純損失）	(302)
	合計	391,635

第２期決算公告

平成28年11月14日
東京都港区六本木六丁目10番１号
Epic Voyage株式会社
代表取締役　荒木　英士

貸借対照表の要旨
（平成28年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,081
	合計	9,081
負債及び純資産の部	流動負債	70
	株主資本	9,011
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△988
	その他利益剰余金	△988
	（うち当期純損失）	(221)
	合計	9,081